

農業者の皆様へ

農業用廃プラスチックの適正処理について

農業用として使用を終えたビニールハウスのフィルムやマルチ栽培用ビニールフィルム、育苗箱や農薬のボトル等の廃プラスチックは「産業廃棄物」です。

野焼き、河川や山林等への不法投棄等の不適正な処理は法律で禁止されていますので、農業者自らの責任で適正に処理しましょう。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第16条（投棄焼却禁止）

何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。何人も、法律に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

第25条（罰則）

5年以下の懲役、または1千万円以下の罰金またはこれを併科する。

ダイオキシンの危険性

プラスチック類の野焼きにより、ダイオキシンが大量に発生します。ダイオキシンは煙だけでなく焼却後の灰にも含まれており、これが体に取り込まれると、胎児の奇形、発ガン促進作用、生殖作用の異常などの悪影響を及ぼすと言われています。

お問合せ先
石垣市農林水産部農政経済課
TEL 82-1307（直通）